

(様式第 3 号)

特定生産緑地指定申請兼同意確認書

年 月 日

東大阪市長 様

申請者	住 所	〒 _____
	氏 名	_____ (実印)
	電話番号	_____

次の生産緑地における特定生産緑地の指定について、生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 10 条の 2 第 3 項の規定による農地等利害関係人の同意と合わせ、申請します。

【特定生産緑地の指定を申請する生産緑地】

所在地及び地番					
登記地積	m ²	生産緑地 指定面積	m ²	特定生産緑地 指定申請面積	m ²
農業等の 主たる従事者	住所				
	氏名				

【農地等利害関係人の同意】

権利者氏名	権利者住所	権利の種類	実印

※ 土地所有者も権利の種類を「所有権」として記載ください(共有名義者がいる場合も同様)

- 特定生産緑地指定申請兼同意確認書（以下、「申請書」という。）の提出に際して
 - (1) 申請書は、特定生産緑地の指定を申請する土地 1 筆につき 1 枚使用してください
 - (2) 生産緑地法第 3 条第 4 項に規定される農地等利害関係人全員の同意が必要です(具体的には次のとおり)
 - ① 所有権を有する者
 - ② 対抗要件を備えた地上権もしくは貸借権を有する者
 - ③ 登記された永小作権、先取特権、質権、抵当権を有する者
 - ④ 上記権利に関する仮登記、差押の登記、買戻特約の登記の登記名義人
 ※ 但し、権利者が税務署長であるものは同意不要です。
 - (3) 農地等利害関係人が法人の場合、「権利者指名」欄には法人名のほか代表者氏名を記入してください
 - (4) 「権利の種類」欄には、所有権等の権利の名称を記入してください
 - (5) 申請書には、次の書類を添付してください
 - ① 当該生産緑地の位置図（付近見取図）
 - ② 当該生産緑地の現況写真
 - ③ 当該生産緑地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ④ 当該生産緑地の公図
 - ⑤ 当該生産緑地の地積測量図等の面積を示す図面（土地の一部を指定する場合）
 - ⑥ 全ての農地等利害関係人の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書及び代表者事項証明書等）
 - ⑦ 農地等利害関係人の現住所が登記事項証明書の記載住所と異なる場合は、住所の沿革を証する書面
 - ⑧ 委任状（代理人による申請の場合）
 - ⑨ その他東大阪市長が特に必要とする書類等
 ※ 公的機関が発行する証明書類については、発行日から 3 か月以内のものとし（原本が必要です）
 - (6) 「農業等の主たる従事者」欄には、主として農作業等に従事されている方について記入してください
 - (7) 申請書の提出後、申請者による取り下げや内容を変更することは原則できません
 - ※ 特定生産緑地の指定が行われるまでの間に権利関係に変更が生じた場合は、再度申請書を提出していただく場合があります

- 特定生産緑地の指定の同意には、次の点にご留意ください
 - (1) 生産緑地地区の指定は無くなりません

特定生産緑地の指定は生産緑地地区の指定に関連して行われるため、特定生産緑地の指定を受けても生産緑地地区の指定は無くなりません。そのため次の事項は継続されます。

 - 農地等として管理することが義務付けられます
 - 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等について制限されます
 - 要件を満たさない限り買取りの申出ができません
 - (2) 特定生産緑地の指定の期限は 10 年です

特定生産緑地の指定の期限は、当該生産緑地の都市計画法第 20 条第 1 項の告示の日から起算して 30 年を経過した日から 10 年（以下、「指定期限日」という。）です。指定期限日までに必要な手続きを行うことにより、特定生産緑地の指定の期限を繰り返し 10 年延長することができます。

 - ※ 指定期限日を経過したのちは、再度特定生産緑地の指定を受けること、特定生産緑地の指定の期限を延長することはできません。
 - (3) 買取りの申出の条件

特定生産緑地の指定を受けると、指定期限日を経過したとき、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（一定割合以上従事している者を含む）が死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、東大阪市長に対し当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができます。
 - (4) 道路や公園の設置などに伴い、生産緑地地区が廃止される場合があります

道路、公園等の公共施設等の設置や、同一生産緑地地区内の買取りの申出により、残りの生産緑地地区の面積が 300 ㎡未満になると、特定生産緑地に指定された生産緑地もあわせて、地区全体が廃止される場合があります。